I 総括

1 沿革

わが国の公衆衛生行政は、明治の初め数回にわたるコレラの流行を契機に防疫対策を中心として 開始された。

その後、明治末期から大正・昭和初期にかけての社会の進歩は著しく、これに対応し公衆衛生行政も変容してきた。

すなわち、大正 8 年には妊産婦、乳幼児に対する健康相談所が各都市に設けられ、大正 11 年には 簡易生命保険の被保険者のための簡易保険相談所が、昭和 6 年には結核予防相談所が、さらに、昭和 9 年には健康保険相談所が設けられるなど、健康保険に関する各種の相談所による公衆衛生行政が推進 された。

しかし、これらの対象は各種被保険者に限られ、その目的も母子の健康や結核予防が主となり、広く 国民に対する健康増進及び疾病の予防上からは充分ではなかった。

昭和12年に初めて保健所法が制定され、衛生思想の普及、結核の予防、母子に関する健康や栄養の改善、その他公衆衛生全般にわたる指導を総合的に行う機関として、全国で49箇所の保健所が創設され、そのうちの一つとして、昭和13年7月に当保健所が設置された。

さらに、昭和17年には、それまで警察部で所管していた公衆衛生業務が知事部局に移管され、昭和19年には保健所数も全国で770か所に増加した。

戦後、保健所は、進駐軍の指揮のもとに、公衆衛生行政の第一線機関として活動が始められ、昭和22 年9月5日新保健所法が制定された。

その間、各種法制度の整備、社会情勢の変化、管内人口の増加等による業務の拡大に伴い、木更津保健所の組織機能も逐次充実され、平成元年度には環境保全課、平成 4 年度には食品広域監視班の設置、また平成 6 年度には環境保全課が環境保全班に組織改革されるなど、地域における公衆衛生推進の中心機関として、積極的に活動を展開してきた。

しかし、人口の高齢化、出生率の低下、慢性疾患の増加、廃棄物等の生活環境問題等に対する国民 意識の高まり等、地域保健を取り巻く状況は著しく変化し、このような状況に的確に対応するため、 平成6年7月に保健所法が地域保健法に改められ、平成9年4月から全面施行された。

県の保健所も、平成 9 年には、18 保健所 1 支所体制から 15 保健所 3 保健センター 1 支所体制に再編成され、保健所の組織も新たに企画調整班が設置されるなど、1 課 9 班体制となった。

平成12年4月から、保健・医療・福祉施策の総合的な推進を図るため、従来の社会部の福祉部門と衛生部を統合し、新たに健康福祉部を創設したことにより、保健所の組織も班組織から、総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課、生活衛生課、食品監視課、環境保全班の7課2班体制となった。

平成13年4月からは、環境保全班が支庁の県民環境課へ移行し、7課1班体制となったが、木更津保健所は引き続き地域における公衆衛生推進の中心機関として、積極的に活動を展開している。

平成 16 年 4 月から福祉業務が加わり、君津健康福祉センター(君津保健所)として保健、医療、福祉の新しい業務体制としてスタートした。

平成17年4月からは、精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合されて5課体制となった。

平成 20 年 4 月から検査体制の見直しにより広域検査課が検査課となり、新たに食品機動監視班が 設置され、5 課 1 班体制となった。

平成24年4月から食品機動監視班が食品機動監視課に変更され、6課体制となった。

平成 25 年 4 月から地域保健福祉課が地域保健課と地域福祉課に分かれ、健康生活支援課も疾病対策課と生活衛生課となり、8 課体制となった。

昭和12年4月 保健所法制定(4月2日)

昭和13年7月 木更津保健所が君津郡木更津町木更津 1,931 番地(現:木更津市富士見 3-8-15)に 創設される。(7月1日)

【管内概要】8町29村 人口:136,438人 面積:736.96㎡

昭和22年9月 新保健所法制定(9月5日)

昭和23年 総務課、事業課の2課制となる。

昭和25年 A級保健所へ昇格

昭和26年 総務課、衛生課、保健予防課、普及課の4課制となる。

庁舎一部増築

昭和37年 結核対策推進の功労により結核予防会総裁宮の感謝状受章

昭和38年 総務課、保健指導課、予防課、衛生課の4課制となる。

昭和41年 庁舎改築 鉄筋コンクリート2階建

建築延面積 904㎡

昭和49年 総務課、保健指導課、予防課、食品衛生課、環境衛生課の5課制となる。

昭和50年 検査課が設置され6課制となる。

平成元年 環境保全課が設置され、7課制となる。

平成3年 現新庁舎に移転 鉄筋コンクリート3階建 一部4階 建築延面積 2,195.43 ㎡

平成4年7月 食品広域監視班が設置され7課1班制となる。

君津地域保健医療計画策定(7月)

平成6年7月 環境保全課が環境保全班と組織改革され6課2班制となる。

地域保健法制定(7月1日)

平成9年4月 総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班、食品衛生 班、食品監視班、環境衛生班、環境保全班の1課9班制となる。

地域保健法全面施行(4月1日)

平成9年11月 君津地域保健医療計画の改定

平成12年 総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課、生活衛生 課、食品監視課、環境保全班の7課2班制となる。

平成13年 環境保全班が君津支庁県民環境課へ組織変更される。

総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課、生活衛生課、食品監視課の7課1班制となる。

平成14年3月 君津地域保健医療計画の改定

平成16年 保健所と支庁社会福祉課が統合され、君津健康福祉センター(君津保健所)となり、 総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、監査 指導課の6課制となる。

平成17年 精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合されて、総務企画課、地域保健福祉課、健康 生活支援課、広域検査課、監査指導課の5課制となる。

平成20年4月 千葉県保健医療計画の改定(4月)

検査体制の見直しにより広域検査課が検査課に改められた。 また、新たに食品機動監視班が設置され、5課1班制となる。

平成23年4月 千葉県保健医療計画の改定(4月)

平成24年 食品機動監視班が食品機動監視課となり、6課制となる。

平成25年 地域保健福祉課が地域保健課・地域福祉課となり、健康生活支援課が疾病対策課・生活衛生課となり、8課制となる。

平成28年3月 千葉県保健医療計画の改定 (3月) 令和6年3月 千葉県保健医療計画の改定 (3月)

表 1 歴代所長

代	氏 名	在 任 期 間	代	氏 名	在 任 期 間
初代	楠木 正康	昭和 13.7~14.3	18代	鷺谷 健二	昭和 56.6~59.3
2代	相良 貞直	昭和 14.4~16.8	19代	今野 邦雄	昭和 59.4~平成 2.3
3代	高田 美正	昭和 16.9~19.9	20代	今関 治邦	平成 2.4~5.3
4代	山田 義男	昭和 19.10~23.8	21代	川口 幸夫	平成 5.4~7.3
5代	矢崎 良郎	昭和 23.9~24.6	22代	小倉 敬一	平成 7.4~10.3
6代	北原 圭三	昭和 24.7~24.8	23代	堀部 治男	平成 10.4~13.3
7代	高田 美正	昭和 24.9~26.5	24代	内田 佐太臣	平成 13.4~15.3
8代	山田 義男	昭和 26.6~29.6	25代	溝口 勝	平成 15.4~18.3
9代	川本 勉	昭和 29.7~31.7	26代	藤木 哲郎	平成 18.4~21.3
10代	実川 渉	昭和 31.8~32.6	27代	土戸 啓史	平成 21.4~23.3
11代	沖山鐐 三郎	昭和 32.7~35.3	28代	中川 晃一郎	平成 23.4~26.3
12代	宍倉 俊	昭和 35.4~37.3	29代	一戸 貞人	平成 26.4~28.3
13代	橋本 程次	昭和 37.4~39.3	30代	佐久間 文明	平成 28.4~30.3
14代	和田 元震	昭和 39.4~47.3	31代	野田 秀平	平成 30.4~31.3
15代	鷺谷 健二	昭和 47.4~50.5	3 2代	久保 秀一	平成 31.4~令和 5.3
16代	内田 早苗	昭和 50.6~54.3	現在	金井 要	令和 5.4~現職
17代	今野 邦雄	昭和 54.4~56.5			

2 概要

君津保健所(君津健康福祉センター)の管内は、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市4市からなり、その面積は758.00 Km²で全県の14.7%を占め、県内の健康福祉センターでは一番広大な区域を所管している。

房総半島の中央西部に位置し、西側は東京湾に面し、北東側は市原市に、南東側は夷隅郡、安房郡とそれぞれ接し、豊かな水と緑に恵まれ、農林業、漁業の盛んな土地柄である。

管内人口は、昭和 40 年の約 170,000 人に対し、令和 6 年 10 月 1 日現在では、320,409 人となっている。

当地域の沿岸部は、本県の臨海工業地帯の南端を占め、昭和 30 年代の後半から工業開発が進められ、進出企業の地域への定着に伴って都市化が進行する一方、内陸部は田園地帯となっており、さらに山間部には恵まれた豊かな自然が残されている。

また、当地域の高速道路網は、待望の東京湾アクアラインが平成9年12月に開通したのを機に、平成19年3月には首都圏中央連絡自動車道の木更津東IC~木更津JCTが開通、平成19年7月には館山自動車道の君津IC~富津中央IC間が開通したことにより全線開通となり、南房総各地と県内各地が結ばれた。更に平成25年4月には、首都圏中央連絡自動車道の東金JCT~木更津東ICが開通し、広域ネットワークの形成による災害時の道路ネットワークの強化、観光の支援、医療圏域の拡大が期待されている。

これらの高速道路の開通により、沿線地域から君津中央病院(第三次救急医療施設)までの搬送所要時間が短縮され、救命活動の向上が期待されている。

一方、少子高齢化の更なる進展、人口の減少、医師、看護師の不足、がん・循環器疾患・糖尿病の増加など、地域保健を取り巻く状況は大きく変化している。

このような中で、君津保健所(君津健康福祉センター)は、地域保健の広域的・専門的・技術的 拠点として、県民の健やかな暮らしを支えるため、地域において、健康危機対策、健康づくり、 児童虐待防止、障害者対策等の地域保健活動を担っている。

3 管内の状況

(1) 管内の人口及び世帯数等の概況

表3-(1)管内人口及び世帯数等の概況

区分	\	世帯数	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k ㎡)	面 積 (k m²)
管内]	142, 389	320, 409	422.8	757. 90
木更津市	î	61, 964	137, 103	987. 1	138. 90
君津市	ĵ	35, 615	78, 804	247. 2	318. 78
富津市	ĵ	19, 411	39, 394	191.8	205. 40
袖ケ浦市	î	32, 200	65, 108	686.6	94. 82
県 総 数	ζ	2, 911, 312	6, 275, 423	1, 217. 0	5, 156. 48

出典:(人口) 令和6年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査 (面積) 国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調

図3-(1)管内図



(2) 管内人口の年齢構成

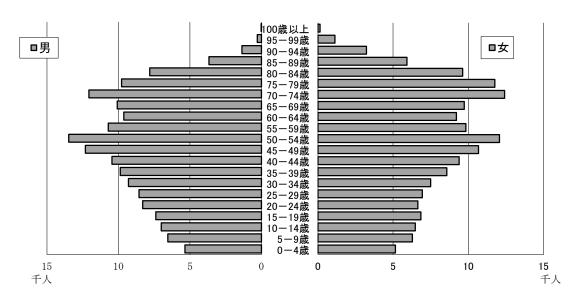
管内人口の年齢構成の推移は表 3-(2)-アのとおりで、令和 6 年 4 月 1 日現在の年齢 3 区分によると 0~ 14 歳までの年少人口の割合は 11.4%、15~64 歳までの生産年齢人口は 58.0%、65 歳以上の老年人口は 30.6%となっており、老年人口の割合が高くなってきている。管内の令和 6 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階 級別人口構成は表 3-(2)-イのとおりである。

表 3 - (2) - ア 年齢構成の推移 (単位:人)

			<u> 衣 3 ー (2</u>		午断傅及0		(単位:)			
	年	総人口	年少人	П	生産年齢	人口	老年人	П	不	詳
	+	かいノくロ	0 歳~14 歳	%	15 歳~64 歳	%	65 歳~	%		%
	21	330, 286	43, 194	13. 1	214, 044	64.8	73, 048	22. 1	_	_
管	26	329, 868	41, 318	12. 5	203, 033	61. 5	85, 517	25. 9		_
	元	327, 678	39, 342	12.0	191, 780	58. 5	96, 556	29. 5		_
	4	325, 285	37, 958	11. 7	188, 188	57. 9	99, 139	30. 5		_
内	5	324, 271	37, 568	11.6	187, 740	57. 9	98, 963	30. 5	_	_
	6	323, 533	36, 815	11.4	187, 671	58. 0	99, 047	30.6	_	_
	21	128, 565	17, 476	13. 6	83, 602	65.0	27, 487	21.4	_	_
木	26	132, 246	17, 961	13. 6	81, 354	61.5	32, 931	24.9	_	_
更	元	135, 154	17, 607	13. 0	80, 287	59. 4	37, 260	27.6		_
津	4	135, 767	17, 166	12.6	80, 550	59. 3	38, 051	28. 0	_	_
市	5	136, 194	17, 099	12.6	81, 106	59.6	37, 989	27.9	_	_
	6	136, 645	16, 860	12. 3	81, 819	59. 9	37, 966	27.8	_	_
	21	90, 696	11,630	12.8	58, 821	64. 9	20, 245	22. 3	_	_
君	26	88, 316	10, 317	11. 7	54, 942	62. 2	23, 057	26. 1	_	_
津	元	84, 322	9, 063	10.7	49, 247	58. 4	26, 012	30.8	_	_
牛	4	81, 721	8, 251	10. 1	46, 587	57. 0	26, 883	32. 9	_	_
市	5	80, 764	8, 036	9. 9	45, 900	56.8	26, 828	33. 2	_	_
	6	80,003	7, 741	9. 7	45, 328	56. 7	26, 934	33. 7	-	_
	21	50, 015	5, 402	10.8	30, 794	61.6	13, 819	27. 6	_	_
富	26	47, 411	4, 572	9. 6	27, 517	58.0	15, 332	32. 3	_	_
油	元	44, 498	4, 012	9. 0	24, 091	54. 1	16, 395	36. 1	_	_
津	4	42, 382	3, 560	8. 4	22, 329	52. 7	16, 493	38. 9	_	_
市	5	41, 536	3, 383	8. 1	21, 759	52. 4	16, 394	39. 5	_	_
	6	40, 844	3, 221	7. 9	21, 363	52. 3	16, 260	39.8		_
	21	61,010	8, 686	14. 2	40, 827	66. 9	11, 497	18.8		_
袖	26	61,895	8, 468	13. 7	39, 220	63. 4	14, 207	23. 0	_	_
ケ	元	63, 704	8, 660	13.6	38, 155	59. 9	16, 889	26. 5	_	_
浦	4	65, 415	8, 981	13. 7	38, 722	59. 2	17, 712	27. 1	_	_
市	5	65, 777	9, 050	13.8	38, 975	59. 3	17, 752	27. 0	_	_
	6	66, 041	8, 993	13.6	39, 161	59. 3	17, 887	27. 1	_	_
	21	6, 239, 145	835, 721	13. 4	4, 164, 546	66. 7	1, 238, 878	19. 9	_	_
県	26	6, 244, 455	803, 141	12. 9	3, 953, 803	63. 3	32, 931	24. 9	_	_
4.0	元	6, 308, 561	765, 342	12. 1	3, 854, 573	61.6	1, 668, 649	26.8	_	_
総	4	6, 305, 476	736, 282	11.7	3, 834, 066	60.8	1, 735, 128	27. 5	_	_
数	5	6, 307, 481	724, 299	11. 5	3, 845, 562	61. 0	1, 737, 620	27. 5	_	_
	6	6, 308, 398	709, 203	11. 2	3, 857, 172	61.6	1, 742, 023	27.6	_	_
I			•							

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(各年4月1日現在)

図3-(2)管内年齢5歳階級別人口構成図



出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(令和6年4月1日現在)

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位:人)

年齢		名	F 少人口]					生産年	齢人口								老年	人口			
区分	総数	0 ~	5 ∼	10 ~	15 ~	20 ~	25 ~	30 ∼	35 ∼	40 ∼	45 ∼	50 ∼	55 ∼	60 ~	65 ~	70 ∼	75 ~	80 ∼	85 ∼	90 ∼	95 ∼	100 ~
管内 総数	323, 533	10,505	12, 829	13, 481	14, 230	14, 954	15, 506	16, 794	18, 436	19,841	22, 994	25, 540	20,546	18,830	19, 810	24, 472	21,535	17, 428	9, 598	4,601	1, 428	175
男	163, 987	5, 354	6, 548	7,006	7, 384	8, 307	8, 565	9, 299	9, 864	10, 453	12,313	13, 470	10,707	9, 625	10,084	12,062	9,776	7,806	3,673	1,369	296	26
女	159, 546	5, 151	6, 281	6, 475	6, 846	6,647	6, 941	7, 495	8, 572	9, 388	10,681	12,070	9,839	9, 205	9, 726	12,410	11,759	9,622	5, 925	3, 232	1, 132	149
木更津市 総数	136, 645	4, 891	5, 753	6, 216	6, 276	6, 633	7, 048	7, 354	8, 166	9, 035	10, 249	11, 332	8, 379	7, 347	7, 413	9, 189	8, 550	6, 948	3, 661	1,628	523	56
男	68, 946	2, 484	2, 940	3, 194	3, 175	3, 596	3, 861	3, 914	4, 324	4,721	5, 453	5, 968	4, 421	3, 767	3, 775	4, 406	3,757	3, 132	1, 429	504	111	14
女	67, 699	2, 407	2, 813	3, 022	3, 101	3, 037	3, 187	3, 440	3, 842	4, 314	4, 796	5, 364	3, 958	3, 580	3, 638	4, 783	4, 793	3, 816	2, 232	1, 122	412	42
君津市 総数	80,003	2, 152	2, 699	2, 890	3, 472	3,774	3, 748	3, 949	4, 150	4, 389	5, 251	6, 102	5, 388	5, 105	5, 504	6, 691	5, 434	4, 739	2, 712	1, 394	406	54
男	40,700	1, 112	1, 367	1,536	1,871	2, 157	2, 107	2, 308	2, 289	2,320	2,851	3, 150	2,780	2, 588	2, 843	3, 398	2, 444	2, 102	985	400	89	3
女	39, 303	1,040	1, 332	1, 354	1,601	1,617	1,641	1,641	1,861	2,069	2,400	2, 952	2,608	2, 517	2,661	3, 293	2,990	2,637	1,727	994	317	54
富津市 総数	40,844	723	1, 113	1, 385	1, 590	1, 585	1, 537	1, 545	1,754	2,035	2, 593	3,016	2,839	2, 869	3, 123	3, 839	3, 546	2, 787	1, 754	875	296	40
男	20, 807	376	581	732	835	936	926	918	950	1, 113	1,406	1,629	1,491	1, 487	1,634	1, 946	1,661	1, 193	662	265	61	5
女	20,037	347	532	653	755	649	611	627	804	922	1, 187	1, 387	1,348	1, 382	1, 489	1,893	1,885	1,594	1,092	610	235	35
袖ケ浦市 総数	66, 041	2,739	3, 264	2, 990	2, 892	2,962	3, 173	3, 946	4, 366	4, 382	4,901	5,090	3,940	3, 509	3, 770	4, 753	4,005	2, 954	1, 471	706	203	25
男	33, 534	1, 382	1,660	1, 544	1,503	1,618	1,671	2, 159	2,301	2, 299	2,603	2, 723	2,015	1, 783	1,832	2, 312	1,914	1, 379	597	200	35	4
女	32, 507	1, 357	1,604	1, 446	1, 389	1,344	1,502	1, 787	2,065	2, 083	2, 298	2, 367	1,925	1,726	1, 938	2, 441	2,091	1,575	874	506	168	21
千葉県 総数	6, 308, 398	203, 449	244, 226	261, 528	277, 718	331, 724	347, 587	340, 324	368, 778	404, 261	466, 375	522, 784	435, 675	361, 946	343, 439	410, 906	389, 776	309, 295	181, 309	81, 282	22,727	3, 289
男	3, 139, 640	104, 075	125, 263	134, 562	142, 775	170,621	180, 319	177, 645	192, 055	209, 736	242, 190	270, 806	225, 474	184, 732	170, 015	195, 508	177, 590	134, 633	71, 469	25, 086	4,700	386
女	3, 139, 758	99, 374	118, 263	126, 966	134, 775	161, 103	167, 268	162, 679	176, 723	194, 525	224, 185	251, 978	210, 201	177, 214	173, 424	215, 398	212, 186	174,662	109, 840	56, 196	18,027	2, 903

出典:千葉県年齢別・町丁字別人口(令和6年4月1日現在)

4 健康相談

表 4 健康福祉相談及び検査の日

(令和7年3月31日現在)

区	分	曜	日	時	間	備 考	Ś	
1、0年	建康相談	第1木	:曜日		: 00∼ 4: 00	事前予約必須	百	
7 <u>L</u> . ∨	是 及《10 BX	第3水	(曜日	,	: 00~ 3:00	事 的 1. 小1 元1 万	R R	
DV	7相談	- 4	炎:月~金 =前 9:00~ 面接相談:):00~午後	午後 5:0 毎週木曜日	0	【専用電話】 0438-22- 3411		
思春	期相談	奇数月第	偶数月第4月曜日 奇数月第2月曜日 (1月のみ第4月曜日 11:30					
	人への差別に る相談	月〜金 (祝日を	•		: 00~ 5: 00	【専用電話】 0438-23- 6603	1	
HIV +□ ⇒k +△	昼間	第 1 木曜日 第 3 木曜日		午後1:0	0~1:30	〈予約制〉		
相談・検 査	夜間	第 3 木曜 月)	日(偶数	午後 5:3	0~6:00	〈予約制〉		
肝炎ウイ ルス検査	昼間	第1木 第3木		午後 1:0	0~1:30	〈予約制〉		
(B型· C型)	夜間	第3木曜 月)		午後 5:3	0~6:00	〈予約制〉		
	ドナー登録受 付	第3木曜 則)		午前 10:0	00~10:30	〈予約制〉		
腸内細菌核	食査 (検便)	月2回(2 (受付日) はお問い。 ださい	こついて 合わせく	午前 9:0	0~11:00			
	理検診・ 者健診	第2月	曜日	午後 2:0	00~2:45	〈通知制〉		

5 各種委員会

(1) 君津健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項の規定により設置している。

地域保健法第11条:

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健 所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところに より、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項:

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、 同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿(令和7年3月31日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
木更津市長	渡辺 芳邦
君津市長	石井 宏子
富津市長	高橋 恭市
袖ケ浦市長	粕谷 智浩
(社)君津木更津医師会長	天野 隆臣
(社)君津木更津歯科医師会長	古谷 隆則
(社)君津木更津薬剤師会長	剣持 義明
千葉県獣医師会かずさ地区獣医師会長	成瀬 拓矢
千葉県看護協会君津地区部会長	鳥飼 紀子
千葉県議会議員	川名 寛章
千葉県議会議員	江野澤 吉克
千葉県議会議員	髙橋 浩
千葉県議会議員	森 岳
千葉県議会議員	渡辺 務
千葉県議会議員	須永 和良

木更津市赤十字奉仕団委員長	早川 律子
富津市赤十字奉仕団委員長	大野 泰代
袖ケ浦市赤十字奉仕団委員長	出口 文子
君津市赤十字奉仕団委員長	林 和子
木更津食品衛生協会長	竹内 三郎
管内栄養士協議会長	木内 多佳子
理容生活衛生同業組合木更津支部長	髙坂 尚宏
管内食生活改善推進協議会会長	潤米 壽美子

(2) 君津保健所感染症診查協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により設置している。

法律第 24 条:

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿(令和7年3月31日現在)

(順不同・敬称略)

現	氏	名
君津中央病院 呼吸器内科部長	漆原	祟司
鹿間医院 院長	鹿間	伸明
木更津東邦病院 医師	小島	章歳
司法書士進藤由子事務所	進藤	由子
保健師	大野	雪子

6 機構及び事務内容

	<u> </u>		/A107/-1011070+\
			(令和7年3月31日現在)
		1	健康福祉センター及び保健所の庶務に関すること
		2	医務、薬務及び毒劇物に関すること
		3	献血推進に関すること
	総務企画課	4	医療従事者等の身分に関すること
	/NO 327 IL EI DA	5	地域保健福祉の総合的推進に係る企画調整に関すること
		6	保健、医療、福祉に関する情報の収集、整理、活用に関する
		7	
		8	災害対策に関すること
			火日 川東に関すること
		1	母子保健対策に関すること
センター長		2	
(兼) 保健所長(技)		3	成人保健対策及び老人保健対策に関すること
(AK) IN IE//TEX (JE)		4	難病対策に関すること
	地域保健課	5	肝炎対策(肝炎治療特別推進事業)に関すること
	地场外性林	6	歯科保健対策に関すること
		7	衛生教育に関すること
副センター長		8	倒主教育に関すること 母体保護法の施行に関すること
(兼)次長(事)		9	安体体設法の施11に関すること 栄養改善対策に関すること
(ボ) 次反(争) 副センター長		10	末後以晋州東に関すること 調理師法の施行に関すること
副センダー長 (兼) 次長(技)			精神保健及び精神障害者の福祉に関すること
(ボ)次長(技) 副センター長		11	1月1T IM 陸 X U 7 相 1 1 1 日 1 日 1 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日
		1	旧会伝列に関サステレ
(兼) 次長(技)		1	児童福祉に関すること
	地域福祉課	2	民生委員及び児童委員に関すること ひとり親家庭福祉等に関すること
	地 場 値 征 誄	3	
		4	障害児・者福祉に関すること
		5	戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関すること 配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること
		- 0	即内有茶月相談又抜センターの未務に関すること
		1	マ叶拉恁汁の佐仁に用ナファレ
	v= v= +1 v= ==	1	予防接種法の施行に関すること
	疾病対策課	2	健康危機対策に関すること
		3	感染症法の施行に関すること
		4	
		5	肝炎対策(肝炎検査事業)に関すること
		1	◆口体+ 小町担比道に関ナファ l.
			食品衛生の監視指導に関すること
		2	
			食品製造施設の立入検査及び食品検査に関すること
		4	
	+ 江 	5	
	生活衛生課	6	
		7	
		8	
		9	
		10	
		11	
		12	健康危機対策に関すること
	10		
		_	食品衛生検査に関すること
		2	
		3	細菌検査及びウイルス検査に関すること
		1	
	食品機動監視課	2	
		3	
		4	食品衛生業務の諸報告及び食品衛生統計に関すること

7 職員数及び配置状況

表 7 職員配置

(令和6年6月1日現在)

	所長(センター長)	次長(副センター長)		総務企画課	【課長】	地域保健課	【課長】	地域福祉課	【課長】	疾病対策課	【課長】	生活衛生課	【課長】	検査課	【課長】	食品機動監視課	【課長】	監査指導課	#
合計	1	3	7		200	(10)	.2	4	(3	1	1	(3	,	3		9	70(10)
医師	1																		1
事務		2		4		1	1	4									1	9	20
薬剤師				3								2		1		2			8
獣医師											1	4			1	1			5
保健師		1				4			1	5									10
診療放射線技師										1									1
臨床検査技師												2	1	5					7
管理栄養士					1	3													3
精神保健福祉士						12(10)													12(10)
その他の技術職員												3							3
食品衛生監視員 (再掲)	1	1										7							9
環境衛生監視員 (再掲)	1											8							9

(注)

- ・技術職員の内訳は、主たる職種。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再場
- ・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。